

# 基準病床数の設定について

# 基準病床数制度について

## 1 根拠法令

### 医 療 法

#### 第三十条の四

都道府県は、基本方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るための計画（以下「医療計画」という。）を定めるものとする。

2 医療計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

十四 療養病床及び一般病床に係る基準病床数、精神病床に係る基準病床数、感染症病床に係る基準病床数並びに結核病床に係る基準病床数に関する事項

## 2 目的

病床の整備について、病床過剰地域(※)から、非過剰地域へ誘導することを通じて、病床の地域的偏在を是正し、全国的に一定水準以上の医療を確保

※既存病床数が基準病床数（地域で必要とされる病床数）を超える地域

## 3 仕組み

基準病床数を、全国統一の算定式により算定

- 「療養病床・一般病床」は、二次医療圏ごとの性別・年齢階級別人口、病床利用率等から算定
- 「精神病床」は、都道府県の年齢階級別推計人口、急性期・回復期・慢性期の入院受療率、病床利用率等から算定
- 「結核病床」は、都道府県において、結核の予防等を図るため必要な数を知事が定める
- 「感染症病床」は、都道府県の特定感染床指定医療機関等の感染症病床の合計数を基準に知事が定める



既存病床数が基準病床数を超える地域（病床過剰地域）では、新たな医療機関等の開設・増床を許可しないことができる。

## 基準病床数制度の算定式（療養病床・一般病床）の変遷

### 昭和60年以前

「その他の病床」の必要病床数 = (一定の地域に含まれる各市町村別人口)  
× (各市町村の区分に応じて厚生労働大臣が定める数値)  
※病床規制の対象は、公的医療機関等のみ



### 昭和60年（第一次医療法改正）

《 医療計画制度の創設 》  
「その他の病床」の必要病床数 =  
( (性別・年齢階級別人口) × (性別・年齢階級別入院受療率)  
+ (流入入院患者) - (流出入院患者) ) ÷ 病床利用率



### 平成12年（第四次医療法改正）

《 「その他の病床」を「療養病床と一般病床」に区分 》  
「療養病床＋一般病床」の基準病床数 =  
( (性別・年齢階級別人口) × (性別・年齢階級別入院受療率)  
+ (流入入院患者) - (流出入院患者) ) ÷ 病床利用率



### 平成18年（新算定式の導入）

- 「療養病床」の基準病床数 =  
( (性別・年齢階級別人口) × (性別・年齢階級別入院・入所需要率)  
- (介護施設（介護療養型医療施設を除く）等で対応可能な数)  
+ (流入入院患者) - (流出入院患者) ) ÷ 病床利用率
- 「一般病床」の基準病床数 =  
( (性別・年齢階級別人口) × (性別・年齢階級別退院率)  
× (平均在院日数) + (流入入院患者) - (流出入院患者) )  
÷ 病床利用率



## 平成29年（算定式の一部見直し）

- 「療養病床」の基準病床数 =  
（（性別・年齢階級別人口）×（性別・年齢階級別療養病床入院受療率）  
－（介護施設、在宅医療等で対応可能な数）  
＋（流入入院患者）－（流出入院患者））÷病床利用率
- 「一般病床」の基準病床数 =  
（（性別・年齢階級別人口）×（性別・年齢階級別一般病床退院率）  
×（平均在院日数）＋（流入入院患者）－（流出入院患者））  
÷病床利用率

# 基準病床数（療養病床及び一般病床）の算定式

## 1 療養病床

算定式	$\frac{(\sum A1 \times B1) - G + C1 - D1}{E1}$
-----	--

記号	医療法施行規則（別表第7）	道が算定に用いる数値	
		H30年4月設定（案）	H25年4月設定
A1	性別及び年齢階級別人口 ▶直近で把握可能な性別5歳階級別	○平成29年1月1日現在 振興局市区町村別年齢5階級別人口	○平成24年3月末現在 住民基本台帳人口
B1	性別・年齢階級別の療養病床入院受療率 ▶厚生労働大臣が定める率を上限	○厚生労働省告示のとおり 「性別・年齢階級別の療養病床入院受療率」 ⇒ 全国平均の性別・年齢階級別療養病床入院受療率	○厚生労働省告示のとおり 「性別・年齢階級別の長期療養入院・入所需要率」 ⇒ 患者調査及び介護サービス施設・事業所調査における1日当たり性別・年齢階級別入院率・入所率
C1	他区域から流入している療養病床の入院患者数 ▶都道府県知事が定める数	○平成26年病院報告及び患者調査結果等により算定	○平成20年病院報告及び患者調査結果等により算定
D1	他区域へ流出している療養病床の入院患者数 ▶都道府県知事が定める数	○平成26年病院報告及び患者調査結果等により算定	○平成20年病院報告及び患者調査結果等により算定
E1	療養病床に係る病床利用率 ▶厚生労働大臣が定める率	○厚生労働省告示のとおり ⇒0.90	○厚生労働省告示のとおり ⇒0.92
G	介護施設、在宅医療等の対応可能な数	○地域医療構想における2025(H37)年の在宅医療等の必要量（推計）から、H35年における①、②を比例的に推計した数から③を除いた数 ① 「医療区分1」の70%に相当する数 ② 慢性期入院患者の入院受療率の地域差解消分 ③ 療養病床から介護老人保健施設又は介護医療院へ転換することが見込まれる数	○平成24年7月1日現在の特別養護老人ホーム在在所者実数と平成24年4月1日現在の老人保健施設推計入所者の合算値 ※老人保健施設は、入所者実数の把握が困難なため、平成24年9月末日現在の入所定数に平成22年介護サービス施設・事業所調査による道内老健の利用率92.6%を乗じて推計

## 2 一般病床

算定式	$\frac{(\sum A1 \times B2) \times F1 + C2 - D2}{E2}$
-----	--

記号	医療法施行規則（別表第7）	道が算定に用いる数値	
		H30年4月設定（案）	H25年4月設定
A1	性別及び年齢階級別人口	○平成29年1月1日現在 振興局市区町村別年齢5階級別人口 ⇒直近で把握可能な性別5歳階級別	○平成24年3月末住民基本台帳人口 ⇒直近で把握可能な性別5歳階級別
B2	性別及び年齢階級別一般病床退院率 ▶厚生労働大臣が定める率	○厚生労働省告示のとおり	○厚生労働省告示のとおり
C2	他区域から流入している一般病床の入院患者数 ▶都道府県知事が定める数	○平成26年病院報告及び患者調査結果等により算定	○平成20年病院報告及び患者調査結果等により算定
D2	他区域へ流出している一般病床の入院患者数 ▶都道府県知事が定める数	○平成26年病院報告及び患者調査結果等により算定	○平成20年病院報告及び患者調査結果等により算定
E2	一般病床に係る病床利用率 ▶厚生労働大臣が定める率	○厚生労働省告示のとおり ⇒0.76	○厚生労働省告示のとおり ⇒0.77
F1	平均在院日数 ▶厚生労働大臣が定める日数を上限	○厚生労働省告示のとおり ⇒15.7	○厚生労働省告示のとおり ⇒18.0

基準病床数算定に係る法規程等

医療法	医療法施行規則	医療法第三十条の四第二項第十四号に規定する療養病床及び一般病床に係る基準病床数の算定に使用する数値等								
<p><b>第三十条の四</b> 都道府県は、基本方針に即して、かつ、地域の实情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るための計画（以下「医療計画」という。）を定めるものとする。</p> <p><b>2 医療計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</b> <b>十四 療養病床及び一般病床に係る基準病床数、精神病床に係る基準病床数、感染症病床に係る基準病床数並びに結核病床に係る基準病床数に関する事項</b></p> <p>6 第二項第十二号及び第十三号に規定する区域の設定並びに同項第十四号に規定する基準病床数に関する基準（療養病床及び一般病床に係る基準病床数に関する基準にあつては、それぞれの病床の種別に応じ算定した数の合計数を基にした基準）は、厚生労働省令で定める。</p> <p>7 都道府県は、第二項第十四号に規定する基準病床数を定めようとする場合において、急激な人口の増加が見込まれることその他の政令で定める事情があるときは、政令で定めるところにより、同号に規定する基準病床数に関し、前項の基準によらないことができる。</p>	<p>第三十条の三十 法第三十条の四第二項第十四号に規定する<b>基準病床数</b>（以下「基準病床数」という。）は、次の各号に定める区分ごとに当該各号に定める数とする。</p> <p>一 療養病床及び一般病床 前条第一号に規定する区域ごとに別表第七の一の項に掲げる式によりそれぞれの病床の種別に応じ算定した数の合計数。この場合において、同一都道府県における当該数の合計数は、同表の二の項に掲げる式により算定した数の当該同一都道府県における合計数（当該都道府県の区域以外の区域に所在する病院（療養病床を有する診療所を含む。以下この号において同じ。）の入院患者のうち当該都道府県の区域に住所を有する者の数（以下「都道府県外入院患者数」という。）が当該都道府県の区域に所在する病院の入院患者のうち当該都道府県の区域以外の区域に住所を有する者の数（以下「都道府県内入院患者数」という。）よりも大きい都道府県にあつては、当該合計数に都道府県外入院患者数から都道府県内入院患者数を控除した数の三分の一を限度として都道府県知事が適当と認める数（以下「流出超過加算数」という。）を加えて得た数）を超えないものとする。</p> <p>二 精神病床 都道府県の区域ごとに別表第七の三の項に掲げる式により算定した数。この場合において、当該区域に所在する病院の入院患者のうち当該区域に住所を有する者の数が同表の四の項に掲げる式により算定した数を下回る区域においては、都道府県外入院患者数を厚生労働大臣の定める病床利用率で除して得た数の三分の一を限度として都道府県知事が適当と認める数を加えることができるものとする。</p> <p>三 結核病床 都道府県の区域ごとに結核の予防及び結核患者に対する適正な医療の提供を図るため必要なものとして都道府県知事が定める数</p> <p>四 感染症病床 都道府県の区域ごとに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第三十八条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定を受けている特定感染症指定医療機関の感染症病床並びに同条第二項の規定に基づき都道府県知事の指定を受けている第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関の感染症病床の数を合算した数を基準として都道府県知事が定める数</p>	<p>（性別及び年齢階級別療養病床入院受療率） 第一条 医療法施行規則（以下「規則」という。）別表第七に規定する<b>性別及び年齢階級別の療養病床入院受療率</b>は、別表第一に掲げる数値とする。</p> <p>（地方ブロック） 第二条 規則別表第七に規定する地方ブロックの名称及び当該ブロックに含まれる都道府県の区域は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1507 523 2123 579"> <thead> <tr> <th>地方ブロックの名称</th> <th>都道府県の区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道</td> <td>北海道</td> </tr> </tbody> </table> <p>（性別及び年齢階級別一般病床退院率） 第三条 規則別表第七に規定する地方ブロックの性別及び年齢階級別<b>一般病床退院率</b>は、別表第二に掲げる数値とする。</p> <p>（療養病床及び一般病床に係る病床利用率） 第四条 規則別表第七に規定する<b>療養病床に係る病床利用率</b>は、<b>0.90</b>とする。 2 規則別表第七に規定する<b>一般病床に係る病床利用率</b>は、<b>0.76</b>とする。</p> <p>（平均在院日数） 第五条 規則別表第七に規定する<b>平均在院日数</b>は、次の表の上欄に掲げる地方ブロックの区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数値とする。</p> <table border="1" data-bbox="1507 1034 2045 1090"> <thead> <tr> <th>地方ブロック</th> <th>平均在院日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道</td> <td>15.7日</td> </tr> </tbody> </table>	地方ブロックの名称	都道府県の区域	北海道	北海道	地方ブロック	平均在院日数	北海道	15.7日
地方ブロックの名称	都道府県の区域									
北海道	北海道									
地方ブロック	平均在院日数									
北海道	15.7日									
<p>医療法施行令</p>										
<p>第五条の二 法第三十条の四第七項に規定する政令で定める事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>一 急激な人口の増加が見込まれること。 二 特定の疾病に罹患する者が異常に多くなること。 三 その他前二号に準ずる事情として厚生労働省令で定める事情があること。</p> <p>2 法第三十条の四第八項の規定に規定する政令で定めるところにより算定した数は、算定基準又は前条第二項の規定に従い算定した数に厚生労働大臣に協議し、その同意を得た数を加えて得た数とする。</p>	<p>別表第七 (別紙)</p>	<p>別表第一 (省略)</p> <p>別表第二 (省略)</p> <p>別表第七 (別紙)</p>								

別表第七（第三十条の三十関係）

項	式
一	$(\sum(A1 \times B1) - G + C11 - D1) \div E1 + (\sum(A1 \times B2) \times F1 + C2 - D2) \div E2 + H$
二	$(\sum(A1 \times B1) - G) \div E1 + (\sum(A1 \times B2) \times F1) \div E2$
三	$((\sum(A2 \times B3) + C3 - D3) \times F2) \div E3 + (\sum I(1 - J) + K - L) \div E4$
四	$\sum(A2 \times B4)$
備考	この表における式において、A1、A2、B1、B2、B3、B4、C1、C2、C3、D1、D2、D3、E1、E2、E3、E4、F1、F2、G、H、I、J、K及びLは、それぞれ次の値を表すものとする。
A1	当該区域の性別及び年齢階級別人口
A2	当該都道府県の年齢階級別人口
B1	厚生労働大臣が定める性別及び年齢階級別の長期療養入院・入所需要率を上限として、当該区域において長期療養に係る医療又は介護を必要とする者の数等を勘案して都道府県知事が定める率
B2	厚生労働大臣が定める当該区域の属する都道府県の区域を含む地方ブロック(厚生労働大臣が都道府県の区域を単位として全国の区域を区分して定めるものをいう。F1において同じ。)の性別及び年齢階級別一般病床退院率
B3	厚生労働大臣が定める当該都道府県の年齢階級別精神病床新規入院率(当該年に入院した患者の数を当該都道府県の人口で除した率をいう。)
B4	厚生労働大臣が定める当該都道府県の年齢階級別精神病床入院率
C1	0以上流入療養患者数(当該区域に所在する病院及び診療所の療養病床における入院患者のうち当該区域以外の区域に住所を有する者の数をいう。以下同じ。)以下の範囲内で、当該区域の入院患者の状況等を勘案して都道府県知事が定める数。ただし、都道府県知事が、当該区域における医療の確保のために必要があるときは、流入療養患者数を超過して当該事情を勘案した数を加えることができる。
C2	0以上流入一般患者数(当該区域に所在する病院の一般病床における入院患者のうち当該区域以外の区域に住所を有する者の数をいう。以下同じ。)以下の範囲内で、当該区域の入院患者の状況等を勘案して都道府県知事が定める数。ただし、都道府県知事が、当該区域における医療の確保のために必要があるときは、流入一般患者数を超過して当該事情を勘案した数を加えることができる。
C3	当該都道府県に所在する病院の精神病床における入院患者のうち当該都道府県以外の都道府県に住所を有する者の数
D1	0以上当該区域以外の区域に所在する病院及び診療所の療養病床における入院患者のうち当該区域に住所を有する者の数以下の範囲内で、当該区域の入院患者の状況等を勘案して都道府県知事が定める数
D2	0以上当該区域以外の区域に所在する病院の一般病床における入院患者のうち当該区域に住所を有する者の数以下の範囲内で、当該区域の入院患者の状況等を勘案して都道府県知事が定める数
D3	当該都道府県以外に所在する病院の精神病床における入院患者のうち当該都道府県に住所を有する者の数
E1	厚生労働大臣が定める療養病床に係る病床利用率
E2	厚生労働大臣が定める一般病床に係る病床利用率
E3	入院期間が一年未満である者について厚生労働大臣が定める精神病床に係る病床利用率
E4	入院期間が一年以上である者について厚生労働大臣が定める精神病床に係る病床利用率
F1	厚生労働大臣が当該区域の属する都道府県の区域を含む各地方ブロックの平均在院日数の分布状況を勘案して定める平均在院日数を上限として、当該都道府県の平均在院日数の状況等を勘案して都道府県知事が定める数
F2	次の各号に規定する値を平均した値を基準として都道府県が定める値。ただし、第一号の値が第二号の値を下回る都道府県にあつては、第一号の値とする。 一 厚生労働大臣が定める当該都道府県の平均残存率(当該年に入院した患者のうち、当該年の各月末に入院している患者の数を当該年に入院した患者の数で除した率の相加平均をいう。) 二 全国の平均残存率の目標値として厚生労働大臣が定める値
G	当該区域に所在する介護施設(健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)第二十六条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の介護保険法第四十八条第一項第三号の指定を受けている同法第八条第二十六項に規定する介護療養型医療施設を除く。)に入所している者の数を下限として、当該区域における今後の介護サービスの進展等を勘案して都道府県知事が定める数
H	0以上流出超過加算数以下の範囲内で、当該区域の入院患者の状況等を勘案して都道府県知事が定める数
I	当該都道府県における入院期間が一年以上である年齢階級別入院患者の数
J	次の各号に規定する値を平均した値を基準として都道府県知事が定める値。ただし、第一号の値が第二号の値を上回る都道府県にあつては、第一号の値とする。 一 厚生労働大臣が定める当該都道府県の入院期間が一年以上である入院患者の年齢階級別年間退院率(入院期間が一年以上の患者のうち当該年において退院した患者の数を入院期間が一年以上の患者の数で除した率をいう。) 二 全国の退院率の目標値として厚生労働大臣が定める値
K	当該年において入院期間が一年に達した入院患者の数
L	退院する長期入院患者数の目標値として厚生労働大臣が定めるところにより算定する数

医療法第30条の4第2項第14号に規定する療養病床及び一般病床に係る基準病床数の算定に使用する数値等

改正後

【平成29年3月28日 厚生労働省告示第89号】

医療法第30条の4第2項第14号に規定する療養病床及び一般病床に係る基準病床数の算定に使用する数値等

(性別及び年齢階級別療養病床入院受療率)

第一条

医療法施行規則(以下「規則」という。)別表第七に規定する性別及び年齢階級別の療養病床入院受療率は、別表第一に掲げる数値とする。

(地方ブロック)

第二条

規則別表第七に規定する地方ブロックの名称及び当該ブロックに含まれる都道府県の域は、次のとおりとする。

地方ブロックの名称	都道府県の区域
北海道	北海道
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野
北陸	富山、石川、福井
東海	岐阜、静岡、愛知、三重
近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、
中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国	徳島、香川、愛媛、高知
九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

(性別及び年齢階級別一般病床退院率)

第三条

規則別表第七に規定する地方ブロックの性別及び年齢階級別一般病床退院率は、別表第二に掲げる数値とする。

(療養病床及び一般病床に係る病床利用率)

第四条

規則別表第七に規定する療養病床に係る病床利用率は、0.90とする。  
2 規則別表第六に規定する一般病床に係る病床利用率は、0.76とする。

(平均在院日数)

第五条

規則別表第七に規定する平均在院日数は、次の表の上欄に掲げる地方ブロックの区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数値とする。

地方ブロック	平均在院日数
北海道	15.7日
東北	15.3日
関東	13.6日
北陸	15.3日
東海	13.4日
近畿	14.7日
中国	15.4日
四国	15.9日
九州	16.3日

改正前

【平成24年7月3日 厚生労働省告示第421号】

医療法第30条の4第2項第11号に規定する療養病床及び一般病床に係る基準病床数の算定に使用する数値等

(性別及び年齢階級別入院・入所需要率)

第一条

医療法施行規則(以下「規則」という。)別表第六に規定する性別及び年齢階級別の長期療養入院・入所需要率は、別表第一に掲げる数値とする。

(地方ブロック)

第二条

規則別表第六に規定する地方ブロックの名称及び当該ブロックに含まれる都道府県の域は、次のとおりとする。

地方ブロックの名称	都道府県の区域
北海道	北海道
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野
北陸	富山、石川、福井
東海	岐阜、静岡、愛知、三重
近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、
中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国	徳島、香川、愛媛、高知
九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

(性別及び年齢階級別一般病床退院率)

第三条

規則別表第六に規定する地方ブロックの性別及び年齢階級別一般病床退院率は、別表第二に掲げる数値とする。

(療養病床及び一般病床に係る病床利用率)

第四条

規則別表第六に規定する療養病床に係る病床利用率は、0.92とする。  
2 規則別表第六に規定する一般病床に係る病床利用率は、0.77とする。

(平均在院日数)

第五条

規則別表第六に規定する平均在院日数は、次の表の上欄に掲げる地方ブロックの区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数値とする。

地方ブロック	平均在院日数
北海道	18.0日
東北	17.0日
関東	15.1日
北陸	17.3日
東海	14.8日
近畿	16.6日
中国	17.6日
四国	18.5日
九州	18.2日



改正後

別表第一（第一条関係）

性別及び年齢階級別の療養病床入院受療率

(人口10万対)

Table with 16 columns for age groups (0歳～ to 80歳以上) and 2 rows for gender (男, 女). Values represent hospitalization rates per 100,000 population.

別表第二（第三条関係）

地方ブロックの性別及び年齢階級別一般病床退院率

(人口10万対)

Table with 13 columns for age groups (0歳～4歳 to 25歳～29歳) and 14 rows for regional blocks (地方ブロック: 北海道, 東北, 関東, 北陸, 東海, 近畿, 中国, 四国, 九州).

Table with 6 columns for age groups (30歳～34歳 to 55歳～59歳) and 12 rows for gender (男, 女).

Table with 6 columns for age groups (60歳～64歳 to 80歳以上) and 12 rows for gender (男, 女).

改正前

別表第一（第一条関係）

性別及び年齢階級別の長期療養入院・入所需要率

(人口10万対)

Table with 11 columns for age groups (0歳～ to 80歳以上) and 2 rows for gender (男, 女). Values represent long-term care admission/entry rates per 100,000 population.

別表第二（第三条関係）

地方ブロックの性別及び年齢階級別一般病床退院率

(人口10万対)

Table with 13 columns for age groups (0歳～4歳 to 25歳～29歳) and 14 rows for regional blocks (地方ブロック: 北海道, 東北, 関東, 北陸, 東海, 近畿, 中国, 四国, 九州).

Table with 6 columns for age groups (30歳～34歳 to 55歳～59歳) and 12 rows for gender (男, 女).

Table with 6 columns for age groups (60歳～64歳 to 80歳以上) and 12 rows for gender (男, 女).

【現行計画】 医療法で定める基準病床数について（H25年4月設定）

1 療養病床及び一般病床の基準病床数

二次医療圏	基準病床数		既存病床数				過不足 ②-①
	H20.4.1	H25.4.1 ①	H24.10.1	H29.10.1			
				一般病床	療養病床	計 ②	
南 渡 島	5,020	4,475	5,901	4,332	1,258	5,590	1,115
南 檜 山	216	213	391	265	126	391	178
北渡島檜山	484	389	716	343	343	686	297
札 幌	28,215	27,314	33,530	24,257	9,135	33,392	6,078
後 志	2,323	2,103	3,155	1,778	955	2,733	630
南 空 知	1,820	1,402	2,053	1,333	745	2,078	676
中 空 知	1,403	1,343	2,002	1,081	835	1,916	573
北 空 知	515	408	747	199	407	606	198
西 胆 振	2,907	2,657	3,980	1,997	1,715	3,712	1,055
東 胆 振	2,198	1,959	2,239	1,455	620	2,075	116
日 高	548	393	724	433	207	640	247
上 川 中 部	5,799	5,521	6,349	4,204	1,814	6,018	497
上 川 北 部	720	682	966	542	367	909	227
富 良 野	392	329	500	332	140	472	143
留 萌	439	394	725	431	240	671	277
宗 谷	552	441	737	552	165	717	276
北 網	2,589	2,241	3,041	2,000	707	2,707	466
遠 紋	850	724	1,144	660	375	1,035	311
十 勝	3,745	3,472	4,410	3,176	1,057	4,233	761
釧 路	3,138	2,832	3,456	2,400	982	3,382	550
根 室	520	356	607	444	139	583	227
計	64,393	59,648	77,373	52,214	22,332	74,546	14,898

▲4,745

▲2,827

2 精神病床、結核病床、感染症病床の基準病床数

病床種別	基準病床数		既存病床数		
	H20.4.1	H25.4.1 ③	H24.10.1	H29.10.1 ④	過不足 ④-③
精神病床	19,615	18,967	20,108	19,907	940
結核病床	205	143	359	220	77
感染症病床	98	98	94	94	▲ 4

新たな「北海道医療計画」で定める基準病床数「療養及び一般」について（試算数）

〔平成29年10月30日現在〕

1 基準病床数等【H30～H35】

(1) 全道計

基準病床数(A)		既存病床数(B) [H29.10.1現在]	差 引 (A)－(B)	備 考
現 行(7)	59,648床	74,546床	▲14,898床	※既存病床数 ～病床調整済病床 数を含む。
算 定(イ)	48,947床		▲25,599床	
差 引(イ)－(7)	▲10,701床			

(2) 二次医療圏別の基準病床数の比較

第二次医療圏	H25.4.1 (a)	H30.4.1 (b)	差 引 (b-a)	第二次医療圏	H25.4.1 (a)	H30.4.1 (b)	差 引 (b-a)
南 渡 島	4,475	4,265	▲ 210	上 川 中 部	5,521	4,793	▲ 728
南 檜 山	213	174	▲ 39	上 川 北 部	682	576	▲ 106
北 渡 島 檜 山	389	336	▲ 53	富 良 野	329	261	▲ 68
札 幌	27,314	21,316	▲5,998	留 萌	394	273	▲ 121
後 志	2,103	1,462	▲ 641	宗 谷	441	383	▲ 58
南 空 知	1,402	974	▲ 428	北 網	2,241	2,040	▲ 201
中 空 知	1,343	933	▲ 410	遠 紋	724	503	▲ 221
北 空 知	408	283	▲ 125	十 勝	3,472	3,341	▲ 131
西 胆 振	2,657	1,847	▲ 810	釧 路	2,832	2,590	▲ 242
東 胆 振	1,959	2,027	68	根 室	356	297	▲ 59
日 高	393	273	▲ 120	合 計	59,648	48,947	▲10,701

2 算定方法等

(1) 療養病床

$$\frac{(\sum A1 \times B1) - G + C1 - D1}{E1}$$

記号	説明	算定に用いるデータ																																																						
A1	性別及び年齢階級別人口	○平成29年1月1日現在 振興局市区町村別年齢5歳階級別人口																																																						
B1	性別及び年齢階級別の療養病床入院受療率	○厚生労働省告示で定められた率 (人口10万人対)																																																						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>0歳 ～ 4歳</th> <th>5歳 ～ 9歳</th> <th>10歳 ～ 14歳</th> <th>15歳 ～ 19歳</th> <th>20歳 ～ 24歳</th> <th>25歳 ～ 29歳</th> <th>30歳 ～ 34歳</th> <th>35歳 ～ 39歳</th> <th>40歳 ～ 44歳</th> <th>45歳 ～ 49歳</th> <th>50歳 ～ 54歳</th> <th>55歳 ～ 59歳</th> <th>60歳 ～ 64歳</th> <th>65歳 ～ 69歳</th> <th>70歳 ～ 74歳</th> <th>75歳 ～ 79歳</th> <th>80歳 以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>男</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>3.3</td> <td>3.1</td> <td>5.9</td> <td>7.9</td> <td>9.1</td> <td>18.2</td> <td>27.7</td> <td>51.2</td> <td>86.8</td> <td>138.4</td> <td>215.2</td> <td>333.4</td> <td>617.8</td> <td>1519.7</td> </tr> <tr> <td>女</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>3.4</td> <td>3.3</td> <td>3.1</td> <td>5.4</td> <td>9.4</td> <td>10.3</td> <td>16.4</td> <td>30.9</td> <td>49.3</td> <td>80.9</td> <td>137.1</td> <td>261.9</td> <td>591.3</td> <td>2239.4</td> </tr> </tbody> </table>		0歳 ～ 4歳	5歳 ～ 9歳	10歳 ～ 14歳	15歳 ～ 19歳	20歳 ～ 24歳	25歳 ～ 29歳	30歳 ～ 34歳	35歳 ～ 39歳	40歳 ～ 44歳	45歳 ～ 49歳	50歳 ～ 54歳	55歳 ～ 59歳	60歳 ～ 64歳	65歳 ～ 69歳	70歳 ～ 74歳	75歳 ～ 79歳	80歳 以上	男	0.0	0.0	0.0	3.3	3.1	5.9	7.9	9.1	18.2	27.7	51.2	86.8	138.4	215.2	333.4	617.8	1519.7	女	0.0	0.0	0.0	3.4	3.3	3.1	5.4	9.4	10.3	16.4	30.9	49.3	80.9	137.1	261.9	591.3	2239.4
	0歳 ～ 4歳	5歳 ～ 9歳	10歳 ～ 14歳	15歳 ～ 19歳	20歳 ～ 24歳	25歳 ～ 29歳	30歳 ～ 34歳	35歳 ～ 39歳	40歳 ～ 44歳	45歳 ～ 49歳	50歳 ～ 54歳	55歳 ～ 59歳	60歳 ～ 64歳	65歳 ～ 69歳	70歳 ～ 74歳	75歳 ～ 79歳	80歳 以上																																							
男	0.0	0.0	0.0	3.3	3.1	5.9	7.9	9.1	18.2	27.7	51.2	86.8	138.4	215.2	333.4	617.8	1519.7																																							
女	0.0	0.0	0.0	3.4	3.3	3.1	5.4	9.4	10.3	16.4	30.9	49.3	80.9	137.1	261.9	591.3	2239.4																																							
C1	他区域から流入している療養病床の入院患者数	○平成26年病院報告及び患者調査結果等により算定																																																						
D1	他区域へ流出している療養病床の入院患者数	○平成26年病院報告及び患者調査結果等により算定																																																						
E1	療養病床に係る病床利用率	○厚生労働省告示で定められた率 0.90																																																						
G	介護施設、在宅医療等で対応可能な数	○地域医療構想における2025(H37)年の在宅医療等の必要量(推計)から、H35年における①、②を比例的に推計した数から③を除いた数 ① 「医療区分1」の70%に相当する数 ② 慢性期入院患者の入院受療率の地域差解消分 ③ 療養病床から介護老人保健施設又は介護医療院へ転換することが見込まれる数																																																						

(2) 一般病床

$$\frac{(\sum A1 \times B2) \times F + C2 - D2}{E2}$$

記号	説明	算定に用いるデータ																																																															
A1	性別及び年齢階級別人口	○平成29年1月1日現在 (振興局市区町村別年齢5歳階級別人口)																																																															
B2	性別及び年齢階級別一般病床退院率	○厚生労働省告示で定められた率 (人口10万人対)																																																															
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>年齢階層</th> <th>男</th> <th>女</th> <th>年齢階層</th> <th>男</th> <th>女</th> <th>年齢階層</th> <th>男</th> <th>女</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0～4歳</td> <td>60.6</td> <td>52.6</td> <td>30～34歳</td> <td>11.6</td> <td>33.8</td> <td>60～64歳</td> <td>49.9</td> <td>33.2</td> </tr> <tr> <td>5～9歳</td> <td>16.2</td> <td>13.5</td> <td>35～39歳</td> <td>11.6</td> <td>24.3</td> <td>65～69歳</td> <td>68.1</td> <td>41.5</td> </tr> <tr> <td>10～14歳</td> <td>8.8</td> <td>9.1</td> <td>40～44歳</td> <td>15.7</td> <td>16.9</td> <td>70～74歳</td> <td>90.9</td> <td>58.4</td> </tr> <tr> <td>15～19歳</td> <td>10.9</td> <td>8.5</td> <td>45～49歳</td> <td>19.8</td> <td>18.3</td> <td>75～79歳</td> <td>112.0</td> <td>67.5</td> </tr> <tr> <td>20～24歳</td> <td>10.5</td> <td>19.1</td> <td>50～54歳</td> <td>26.3</td> <td>20.6</td> <td>80歳以上</td> <td>129.6</td> <td>91.7</td> </tr> <tr> <td>25～29歳</td> <td>10.2</td> <td>30.5</td> <td>55～59歳</td> <td>33.7</td> <td>25.6</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年齢階層	男	女	年齢階層	男	女	年齢階層	男	女	0～4歳	60.6	52.6	30～34歳	11.6	33.8	60～64歳	49.9	33.2	5～9歳	16.2	13.5	35～39歳	11.6	24.3	65～69歳	68.1	41.5	10～14歳	8.8	9.1	40～44歳	15.7	16.9	70～74歳	90.9	58.4	15～19歳	10.9	8.5	45～49歳	19.8	18.3	75～79歳	112.0	67.5	20～24歳	10.5	19.1	50～54歳	26.3	20.6	80歳以上	129.6	91.7	25～29歳	10.2	30.5	55～59歳	33.7	25.6			
年齢階層	男	女	年齢階層	男	女	年齢階層	男	女																																																									
0～4歳	60.6	52.6	30～34歳	11.6	33.8	60～64歳	49.9	33.2																																																									
5～9歳	16.2	13.5	35～39歳	11.6	24.3	65～69歳	68.1	41.5																																																									
10～14歳	8.8	9.1	40～44歳	15.7	16.9	70～74歳	90.9	58.4																																																									
15～19歳	10.9	8.5	45～49歳	19.8	18.3	75～79歳	112.0	67.5																																																									
20～24歳	10.5	19.1	50～54歳	26.3	20.6	80歳以上	129.6	91.7																																																									
25～29歳	10.2	30.5	55～59歳	33.7	25.6																																																												
C2	他区域から流入している一般病床の入院患者数	○平成26年病院報告及び患者調査結果等により算定																																																															
D2	他区域へ流出している一般病床の入院患者数	○平成26年病院報告及び患者調査結果等により算定																																																															
E2	一般病床に係る病床利用率	○厚生労働省告示で定められた率 0.76																																																															
F1	平均在院日数	○厚生労働省告示で定められた率 15.7																																																															

## 基準病床数の推移（療養病床・一般病床）

（単位：床）

圏 域	S 63年 4 月	H 5 年 4 月	H10年 4 月	H15年 4 月	H20年 4 月	H25年 4 月	H30年 4 月
南 渡 島	6,817	6,514	6,504	5,578	5,020	4,475	4,265
南 檜 山	532	383	464	399	216	213	174
北 渡 島 檜 山	961	763	704	698	484	389	336
札 幌	26,253	27,326	29,084	26,089	28,215	27,314	21,316
後 志	4,128	3,543	3,597	3,193	2,323	2,103	1,462
南 空 知	3,159	3,051	2,897	2,443	1,820	1,402	974
中 空 知	2,072	2,237	2,358	1,819	1,403	1,343	933
北 空 知	1,086	1,103	851	620	515	408	283
西 胆 振	3,929	4,064	4,205	3,370	2,907	2,657	1,847
東 胆 振	2,497	2,417	2,534	2,110	2,198	1,959	2,027
日 高	1,080	846	910	941	548	393	273
上 川 中 部	6,970	6,136	6,846	5,767	5,799	5,521	4,793
上 川 北 部	1,332	1,283	1,122	987	720	682	576
富 良 野	633	516	530	542	392	329	261
留 萌	1,055	880	780	793	439	394	273
宗 谷	1,123	800	880	863	552	441	383
北 網	3,305	3,173	3,283	3,076	2,589	2,241	2,040
遠 紋	1,184	1,271	1,232	1,040	850	724	503
十 勝	4,600	4,516	4,752	4,204	3,745	3,472	3,341
釧 路	3,830	3,839	3,791	3,282	3,138	2,832	2,590
根 室	930	772	822	809	520	356	297
合 計	77,476	75,433	78,146	68,623	64,393	59,648	48,947

※市町村の圏域変更は未反映

新たな「北海道医療計画」で定める基準病床数「精神」について（試算数）

1 基準病床数等【H30～H32】

[平成29年10月30日現在]

基準病床数 (A)		既存病床数(B) [H29.10.1現在]	差 引 (A) - (B)	備 考
現 行(7)	18,967床	19,303床	▲ 336床	※既存病床数 ～病床調整済病床数 を含む。
算 定(1)	17,116床		▲2,187床	
差 引(1)-(7)	▲1,851床			

2 算定方法等

(1) 算定の考え方

政策効果を見込まない将来の入院需要を推計し、①「地域移行を促す基盤整備」、②「治療抵抗性統合失調症治療薬の普及」、③「認知症施策の推進」による政策効果を差し引いて、入院需要の目標値を設定する。

(2) 算定式

$$\frac{\sum A_2 B_3 + \sum A_2 B_4 + \sum A_2 B_5 \alpha \beta + \sum A_2 B_6 \gamma + C_3 - D_3}{E_2}$$

《急性期》 《回復期》 《慢性期（認知症以外）》 《慢性期（認知症）》 《流出入》

記号	説 明	算定に用いるデータ	摘 要																				
A 2	性別及び年齢階級別推計人口	○平成32年推計人口																					
B 3	急性期（3か月未満）入院受療率	○告示により定められた率 性別及び年齢階級別に、平成26年における急性期入院患者の数を平成26年における人口で除して得た数																					
B 4	回復期（3月以上1年未満）入院受療率	○告示により定められた率 性別及び年齢階級別に、平成26年における回復期入院患者の数を平成26年における人口で除して得た数																					
B 5	慢性期（1年以上。認知症を除く）入院受療率	○告示により定められた率 性別及び年齢階級別に、平成26年における慢性期入院患者（認知症を除く）の数を平成26年における人口で除して得た数																					
B 6	慢性期（1年以上。認知症に限る）入院受療率	○告示により定められた率 性別及び年齢階級別に、平成26年における慢性期入院患者（認知症に限る）の数を平成26年における人口で除して得た数																					
C 3	他都道府県から当該都道府県への流入患者数	○平成26年患者調査結果 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">調査結果 人 数</th> <th colspan="3">病院所在地別</th> <th colspan="3">患者住所地別</th> </tr> <tr> <th>総 数</th> <th>県 内</th> <th>県 外</th> <th>総 数</th> <th>県 内</th> <th>県 外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(千人)</td> <td>16.3</td> <td>16.1</td> <td>0.1</td> <td>16.2</td> <td>16.1</td> <td>0.1</td> </tr> </tbody> </table>	調査結果 人 数	病院所在地別			患者住所地別			総 数	県 内	県 外	総 数	県 内	県 外	(千人)	16.3	16.1	0.1	16.2	16.1	0.1	
調査結果 人 数	病院所在地別			患者住所地別																			
	総 数	県 内	県 外	総 数	県 内	県 外																	
(千人)	16.3	16.1	0.1	16.2	16.1	0.1																	
D 3	当該都道府県から他都道府県への流出患者数	※ 総数には不詳を含む。 ◇流入患者数：100人 ◇流出患者数：100人																					
E 2	病床利用率	○告示により定められた率 0.95																					
α	慢性期入院患者のうち継続的な入院治療を要する者の割合	○告示により定める数値（原則として0.8から0.85まで）の範囲内で都道府県知事が定める値	地域事情を考慮し、αは0.925を使用																				
β	地域精神保健医療体制の高度化による影響値	○治療抵抗性統合失調症治療薬の普及等による効果を勘案し、告示により定める値（原則として0.95から0.96までの間で都道府県知事が定める値を3乗した値を調整係数0.95で除した数）	地域事情を考慮し、βは1を使用																				
γ	地域保健医療体制の高度化による影響値	○認知症施策の実績を勘案し、告示が定める値（原則として0.97から0.98までの間で都道府県知事が定める値を3乗した数）	γは0.98 <sup>3</sup> を使用																				

## 新たな「北海道医療計画」で定める基準病床数「結核」について（試算数）

〔平成29年10月30日現在〕

### 1 基準病床数等【H30～H35】

基準病床数(A)		既存病床数(B) [H29.10.1現在]	差 引 (A)－(B)	備 考
現 行(7)	143 床	220 床	▲ 77 床	
算 定(イ)	80 床		▲ 140 床	
差 引(イ)－(7)	▲ 63 床			

### 2 算定方法等

#### (1) 算定の考え方（厚生労働省通知）

医療法施行規則では、算定式が規定されていないため、別途、国から示されている「医療計画における結核病床の基準病床数の算定について」（平成17年7月19日 健感発第0719001号）に基づき算定している。

#### (2) 算定方法

算定式：  $A \times B \times C \times D + E$

#### [各項の説明(国通知)]

項	内 容 説 明
A	1日当たりの当該都道府県の区域内における感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「法」という。)第19条及び第20条の規定に基づき入院した結核患者の数
B	法第19条及び第20条の規定に基づき入院した結核患者の退院までに要する平均日数
C	次に掲げる当該区域における法12条第1項の規定による医師の届出のあった年間新規患者(確定例)発生数の区分に応じ、それぞれに定める数値 ①99人以下 1.8、②100人以上499人以下 1.5、③500人以上 1.2
D	粟粒結核、結核性髄膜炎等の重症結核、季節変動、結核以外の患者の混入その他当該都道府県の区域の事情に照らして1を超え1.5以下の範囲内で知事が特に定めた場合にあっては、当該数値 $1 < D \leq 1.5$
E	医療計画に基準病床数を定めようとする日の属する年度の前の年度の当該都道府県の区域内における慢性排菌患者(2年以上登録されており、かつ、1年以内に受けた検査の結果、菌陽性であった肺結核患者に限る。)のうち入院している者の数

### 3 算 定

直近数値をもとに算定。本道の広域性を考慮し結核患者が身近な地域で結核医療が受けられる体制が確保できるよう、 $A \times B \times C \times D$ については、三次医療圏ごとに算定した上で合算し、Eの数値を加算する。

項	用いたデータ	単位	出 典
A	$= a / 366$	人/日	結核の統計2017 三次医療圏ごとの平成28年喀痰塗抹陽性患者数(実数) : a
B	69.0	日	病院報告 過去5年間(平成23年~27年)の結核患者平均在院日数の 最大値(三次医療圏共通)
C	1.8 (道央圏のみ1.5)	—	結核の統計2017 三次医療圏ごとの平成28年新登録患者数(活動性結核) を国通知の区分に当てはめ
D	1.5	—	区域事情は最大限考慮(三次医療圏共通)
E	1	人	結核の統計2017 2年以上登録1年内菌陽性肺結核患者数(該当者1名)

※結核の統計2017は平成28年のデータを登載

三次医療圏	$A \times B \times C \times D$	+E	合 計
道 南	7	1	80
道 央	42		
道 北	12		
オホーツク	4		
十 勝	8		
釧路・根室	6		
合 計	79		



新たな「北海道医療計画」で定める基準病床数「感染症」について（試算数）

〔平成29年10月30日現在〕

1 基準病床数等【H30～H35】

区 分	基準病床数（A）	既存病床数（B） 〔H29.10.1現在〕	差 引 （B－A）
第一種感染症指定医療機関	2床	2床	0床
第二種感染症指定医療機関	96床	92床	▲4床
計	98床	94床	▲4床

※基準病床数 現行98床（増減なし）

2 算定方法等

(1) 算定の考え方（厚生労働省通知）

医療法施行規則では、算定式が規定されていないため、別途、国から示されている「感染症指定医療機関の指定について」（平成11年3月19日 健医発第457号）に基づき算定している。

(2) 算定基礎

区 分		第一種感染症指定医療機関	第二種感染症指定医療機関																																																	
国 配 置 基 準	整備数	都道府県の区域ごとに1か所	二次医療圏ごとに1か所																																																	
	病床数	2床	<table border="1"> <tr><td>30万人未満</td><td>4床</td></tr> <tr><td>30万人以上100万人未満</td><td>6床</td></tr> <tr><td>100万人以上200万人未満</td><td>8床</td></tr> <tr><td>200万人以上300万人未満</td><td>10床</td></tr> <tr><td>300万人以上</td><td>12床</td></tr> </table>		30万人未満	4床	30万人以上100万人未満	6床	100万人以上200万人未満	8床	200万人以上300万人未満	10床	300万人以上	12床																																						
30万人未満	4床																																																			
30万人以上100万人未満	6床																																																			
100万人以上200万人未満	8床																																																			
200万人以上300万人未満	10床																																																			
300万人以上	12床																																																			
対象疾病		<u>一類感染症</u> （7疾病） <ul style="list-style-type: none"> <li>●エボラ出血熱</li> <li>●クリミア・コンゴ出血熱</li> <li>●痘そう</li> <li>●南米出血熱</li> <li>●ペスト</li> <li>●マールブルグ病</li> <li>●ラッサ熱</li> </ul>	<u>二類感染症・新型インフルエンザ等感染症</u> （7疾病（結核を除く）） <ul style="list-style-type: none"> <li>●急性灰白髄炎</li> <li>●ジフテリア</li> <li>●重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）</li> <li>●中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）</li> <li>●鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清型がH5N1又はH7N9であるものに限る。）</li> <li>●新型インフルエンザ</li> <li>●再興型インフルエンザ</li> </ul>																																																	
北海道における基準病床数の算定		2床	<table border="1"> <thead> <tr> <th>二次医療圏</th> <th>基準病床数</th> <th>二次医療圏</th> <th>基準病床数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>南渡島</td><td>6</td><td>留萌</td><td>4</td></tr> <tr><td>南檜山</td><td>4</td><td>宗谷</td><td>4</td></tr> <tr><td>北渡島檜山</td><td>4</td><td>北網</td><td>4</td></tr> <tr><td>札幌幌</td><td>10</td><td>遠紋</td><td>4</td></tr> <tr><td>後志</td><td>4</td><td>西胆振</td><td>4</td></tr> <tr><td>南空知</td><td>4</td><td>東胆振</td><td>4</td></tr> <tr><td>中空知</td><td>4</td><td>日高</td><td>4</td></tr> <tr><td>北空知</td><td>4</td><td>十勝</td><td>6</td></tr> <tr><td>上川中部</td><td>6</td><td>釧路</td><td>4</td></tr> <tr><td>上川北部</td><td>4</td><td>根室</td><td>4</td></tr> <tr><td>富良野</td><td>4</td><td>計</td><td>96床</td></tr> </tbody> </table>		二次医療圏	基準病床数	二次医療圏	基準病床数	南渡島	6	留萌	4	南檜山	4	宗谷	4	北渡島檜山	4	北網	4	札幌幌	10	遠紋	4	後志	4	西胆振	4	南空知	4	東胆振	4	中空知	4	日高	4	北空知	4	十勝	6	上川中部	6	釧路	4	上川北部	4	根室	4	富良野	4	計	96床
二次医療圏	基準病床数	二次医療圏	基準病床数																																																	
南渡島	6	留萌	4																																																	
南檜山	4	宗谷	4																																																	
北渡島檜山	4	北網	4																																																	
札幌幌	10	遠紋	4																																																	
後志	4	西胆振	4																																																	
南空知	4	東胆振	4																																																	
中空知	4	日高	4																																																	
北空知	4	十勝	6																																																	
上川中部	6	釧路	4																																																	
上川北部	4	根室	4																																																	
富良野	4	計	96床																																																	